

【担当課：人事室人事課】

議 題	分限処分等に関する要綱に該当する指導職員について
日 時	平成 27 年 2 月 20 日（金）10 時 00 分～10 時 45 分
場 所	市役所 4 階 総務局内会議室
出 席 者	（特別顧問・特別参与）：山中特別顧問 （職員等）人事室（人事課長代理、係長）
論 点	・指導対象となる人事考課結果の低評価職員
主 な 意 見	・所属によっては人事考課の点数が全体的に高い可能性もあるため、評価が高い所属に在籍する職員には、平均化を図るため、例えば全市平均を考慮した係数を掛けるべきではないか。
結 論	・適正な人事考課が図られるよう今後も検討
資 料	
関 係 所 属	人事室